

○阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた広域医療搬送等に対する対応

平成7年1月の阪神・淡路大震災においては、被災地外の医療施設へ迅速に搬送し治療すれば救命可能であったと考えられる死者は約500人いたとの研究報告もされており、以下の2つが災害時の医療に関する教訓とされています。

- (1) 被災地の医療機能が低下する中、迅速な対応を要する負傷者の搬送活動が十分に行われなかったこと
- (2) 患者搬送にあたっては最も威力を発揮するヘリコプターは、震災直後には活用されなかったこと（発災初日は1件）

これらの対策の一環として以下の2つが行われています。

- (1) 災害拠点病院の整備（平成8年5月～）
- (2) 広域医療搬送アクションプランの策定（平成10年8月）

平成8年5月から(1)の災害拠点病院について都道府県が災害拠点病院を指定・整備が行われており、平成18年3月末現在、全国で552病院が指定されています。

また、(2)のアクションプランについては、「南関東地域の大規模地震時における広域医療搬送活動アクションプラン第1次申し合わせ（平成10年8月：中央防災会議主事会議）」が作成されており、この中で地震発生後概ね24時間以内を想定し、地震被害早期評価システム（EES）の推計結果から重篤患者の発生見込み数別の対応パターンの想定、重篤患者を受け入れることが可能な医療機関、ヘリコプターや固定翼機の搬送拠点として考えられる施設の整理等を行っています。ただしその後も適宜見直しを行い実践的な対応パターンの構築などを行うこととしています。